

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年8月31日
発信課	雪対策課
担当者	伊藤・一関
連絡先	電話 36-0378
	FAX 36-4521
	E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <b>募集</b> 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	9月 1日 ~ 9月 30日
発表項目 (行事名)	令和2年度 民活提案型雪堆積場管理業務の募集について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 趣 旨 当該業務を受託しようとする者が、自己所有地や管理地において、雪堆積場としての立地条件や処理能力等について記載した提案申請書を本市に提出し、審査後、随意契約により受託し、提案内容に基づき履行する。</p> <p>2 受付期間 令和2年9月1日（火）から令和2年9月30日（水）までの開庁時間 ※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く</p> <p>3 受付場所 旭川市土木部雪対策課（旭川市東旭川町下兵村6番地の2・旭川市土木事業所内） ※提案申請書は9月1日（火）から旭川市土木部雪対策課で配布する ※募集要領及び提案申請書は9月1日（火）より旭川市のホームページに掲載する。</p> <p>4 提出方法 当該業務の参加を希望する者は募集要領に基づき、提案申請書を作成し、申請内容を説明できる者が必ず持参すること。郵送等による提出は認めない。</p>
添付資料	<b>有</b> （募集要領，提案申請書）・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

## 令和 2 年度 民活提案型雪堆積場管理業務募集要領

民活提案型雪堆積場管理業務の募集を実施します。

当該業務に参加を希望する者は、次のとおり「令和 2 年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」（以下「提案書」という。）を提出してください。

なお、詳細は、旭川市土木部雪対策課までお問い合わせください。

### 1 業務の内容

本業務は、受託しようとする者が提出した提案書に基づき、自己の所有地又は管理地を雪堆積場として提供し、管理する業務をいう。

### 2 提案する者の要件

提案する者は、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 雪堆積場として提供できる用地を自己所有し、又は土地所有者との契約により管理する者。
- (2) 当該業務に使用する 13 トン級以上の湿地ブルドーザ（排出ガス対策型の第 1 次基準値以上とする。）を次のとおり確保できる者。

計画高，堆積量 (高さ)	押し出し方式	積み上げ方式	
		5 m 未満	5 m 以上
5 万立方メートル以下	1～2 台	1～2 台	3 台以上
5 万～10 万立方メートル	2 台以上	2 台以上	3 台以上
10 万立方メートル以上	3 台以上	3 台以上	4 台以上

- (3) 雪堆積場を整理し、適正に管理するための重機等が不足する場合は、特定共同企業体を結成できる者。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により指名競争入札への参加を排除されていない者。
- (5) 旭川市内に本社、支社、支店、営業所等がある者。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止されていない者。
- (7) 市税、消費税及び地方消費税に滞納がない者。
- (8) 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
  - ア 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - イ 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人（以下「役員等」という。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

- ウ 本募集に参加する個人から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

### 3 提案する用地の要件

提案する用地は、次の各号に該当していなければならない。

- (1) 本市域内又は本市域外で本市境界からおおむね3 km程度の範囲に所在すること。
- (2) 都市計画法など関係法令に適合していること。
- (3) 農地法の農地に該当しないこと。ただし、農業委員会の許可を得たものはこの限りではない。
- (4) 堆積スペースのほか、投雪場所等の必要スペースが確保できる面積を有するものとし、原則として1.0 ha以上とする。
- (5) 当該用地及び周辺の地盤は、雪の堆積によって容易に地盤沈下等が発生しないものであること。
- (6) 大型車が円滑に通行できる搬入ルートが確保できること。
- (7) 融雪水処理に問題が生じない排水路、沈砂池等の排水施設及び適当な排水先を確保できる場所であること。
- (8) 雪堆積場の設置により周辺環境に影響を与えない場所であること。

### 4 提案に係るその他の要件等

- (1) 近隣関係者との調整は、提案者が行うものとし、近隣関係者の理解を必ず得ること。
- (2) 雪堆積場解体業務が必要な場合は、別途発注とする。
- (3) 雪堆積場設置に当たり第三者に与えた損害(搬入車両のかしによって発生した損害は除く。)は、提案者が賠償の責を負うものとし、適切な措置を行うこと。
- (4) 提案の不採用に伴い発生した損害については、本市は一切の責を負わないものとする。
- (5) 民間開放雪堆積場、市専用雪堆積場(日中又は24時間開設)等の開設形態区分については本市が決定し、採用候補地決定書により通知する。
- (6) 契約時の計画搬入量は、本市が定めることとするが、計画搬入量の変更を行う必要があると本市が認める場合は委託料の変更を行う。
- (7) 市域外の提案用地については、本市が当該提案用地が所在する自治体と行った協議の結果により採用しないことがある。
- (8) 提案内容を的確に履行すること。

## 5 受付期間及び受付場所

### (1) 受付期間

令和2年9月1日(火)から令和2年9月30日(水)まで

開庁時間(午前8時45分から午後5時15分まで)

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

### (2) 受付場所

旭川市土木部雪対策課(旭川市東旭川町下兵村6番地の2・旭川市土木事業所内)

※提案書は9月1日(火)から旭川市土木部雪対策課で配布する。

※募集要領及び提案書は9月1日(火)より旭川市のホームページに掲載する。

<http://cms.city.asahikawa.hokkaido.jp/temp/sa70300000/1/d057969.html>

## 6 受付方法

提案書等は、内容を説明できる者が必ず持参すること。

なお、郵送等による提出は認めないので注意すること。

## 7 採用候補地決定通知

提案は、本要領に基づく書類審査及び現地調査により選定する。

採用された提案については、10月下旬にその旨を通知する。また、不採用となった提案についても、同様に通知を行う。

## 8 その他

提案書等は、返却しない。

不採用になった提案についても、降雪状況に応じ再度協議を行うことがある。

## 9 日程の概要

日付	項目	備考
9月1日(火)～	提案書配布	旭川市土木部雪対策課にて配布 旭川市のホームページに掲載
9月1日(火)～ 9月30日(水)	提案受付	旭川市土木部雪対策課(旭川市 土木事業所内)まで持参
10月下旬	採用候補地決定通知	不採用通知同時発送
11月中旬 11月下旬	見積合せ通知書の送付 見積合せ	
12月上旬	雪堆積場として開設	

## 10 提出書類

提出書類の構成は次表のNo.1～No.15までを1組として2部提出すること。

※No.2 共同企業体で申請する場合のみ必要

※No.3～5 旭川市建設工事入札参加資格又は物品購入等入札参加資格を得ている方は提出不要（提出は1部）

No.	書類の名称	内 容	備考
1	民活提案型雪堆積場管理業務申請書	特定共同企業体の構成員が4社以上の場合は、別に定める様式を使用する。	様式1
2	協定書	共同企業体で申請する場合は必要となる。	様式3
3	登記簿謄本	法人に限る（法務局発行のもの）。	
4	身分証明書	個人に限る（本籍地の市町村発行のもの）。	
5	納税証明書	市税に滞納のないことの証明書(発行後3か月以内の原本) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	
6	計画説明書	施設計画，安全対策，環境対策，費用節減効果及び周辺地の概要等について説明（申請書作成の留意事項参照）。	
7	位置図	縮尺 1/2,500 搬入ルートを図示し，道路幅員，路面状況及び排出先施設等を記入すること。	
8	地番図	縮尺は適宜とする。	
9	施設配置図	縮尺は適宜とし，雪堆積位置，面積，標準横断図，排水路，沈砂池等の排水施設の現況及び計画を含む平面図とする。	
10	土地登記事項要約書	土地の所在，地目，面積，所有権が確認できるもの。	
11	設計見積書	設計見積書に記載された価格については，採用審査及び契約締結時に重要となるので積算は慎重に行うこと（申請書作成の留意事項参照）。	様式2
12	除雪車両保有調書及び運転手名簿	今年度，本市の発注した雪堆積場解体業務受託者については不要。	
13	土地使用同意書	自己所有地以外の場合，申請時には同意書又は仮契約書の写しを提出し，業務契約締結後，速やかに土地賃貸契約書の写しを提出すること。	
14	現況写真	提案用地の現況全景写真，枚数適宜	
15	誓約書	暴力団，暴力団員及び暴力団関係事業者等に該当しない者であることの誓約書	様式4

問合せ先： 旭川市土木部雪対策課 電話（直通） 36-0378

# 提案書作成の留意事項

提案書作成に当たっては、令和2年度の民活提案型雪堆積場管理業務募集要領の規定を遵守するほか、次のとおりとする。

## 1 計画説明書

雪堆積場管理業務を安全かつ効率的に遂行するために必要な施設計画や諸対策について、次の項目に基づき計画説明書として提出すること。

### (1) 施設計画

- ア 提案する雪堆積場の概要（管理運営上の特徴等について）
- イ 施設計画の説明
- ウ 雪堆積場への搬入・退出経路の説明

### (2) 安全対策

- ア 投雪作業車両の誘導方法
- イ 場内運搬路の勾配及び安全管理方法（スリップ、ザクザク等の対策）
- ウ 必要に応じた、交通誘導警備員、案内看板等の設置

### (3) 環境対策

- ア 融雪水の水質汚濁防止対策及び汚濁水の排出防止対策  
（融雪水の排水先施設又は流出河川等の確認）
- イ その他周辺地域の環境保全対策

### (4) 費用等節減効果

- ア 融雪，解体等の経費低減効果の有無
- イ 立地条件による運搬費低減の有無

### (5) 周辺地域の概要

- ア 雪堆積場周囲の土地利用の現状（住宅地，農地，その他）

## 2 計画堆積量

計画堆積量算出に当たっての条件は次のとおりとする。

### (1) 雪堆積高

- ・平地（雪堆積場面積 1.0ha 未満）：  $H = 10\text{m}$  以下
- ・平地（雪堆積場面積 1.0ha 以上）：  $H = 15\text{m}$  以下
- ・斜面，傾斜地： 現地の状況に合わせ設定する。

※平地における堆積高（標記の高さはおおよその目安）は、周辺状況を考慮し現地の状況に合わせ設定する。

### (2) 雪山法面角度

- ・法角度を  $45^\circ$  とし算出すること。

(3) 計画堆積量

- ・堆積量は1万立方メートル単位で算出する（1万立方メートル未満四捨五入）
- ・堆積量＝雪堆積部底面積 × (1), (2)の条件 ÷ ○○ 万<sup>m<sup>3</sup></sup>

### 3 設計見積書

次の内容に基づき見積額を算出する。

- (1) 契約期間は令和2年12月上旬から翌年3月31日までとする。
- (2) 雪堆積場開設は12月上旬とし、別途本市が指定する。
- (3) 雪処理費は、次の区分により積算する。

ア 計画堆積量が30万<sup>m<sup>3</sup></sup>以上の場合

30万<sup>m<sup>3</sup></sup>を含め、10万<sup>m<sup>3</sup></sup>単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。ただし、最大60万<sup>m<sup>3</sup></sup>までとする。

例：計画堆積量が48万<sup>m<sup>3</sup></sup>のとき、30万、40万、48万<sup>m<sup>3</sup></sup>について積算する。

イ 計画堆積量が10万<sup>m<sup>3</sup></sup>以上30万<sup>m<sup>3</sup></sup>未満の場合

10万<sup>m<sup>3</sup></sup>を含め、5万<sup>m<sup>3</sup></sup>単位で計画堆積量を超える範囲まで、それぞれ積算する。

例：計画堆積量が27万<sup>m<sup>3</sup></sup>のとき10、15、20、27万<sup>m<sup>3</sup></sup>について積算する。

ウ 計画堆積量が10万<sup>m<sup>3</sup></sup>未満の場合

2万<sup>m<sup>3</sup></sup>を含め、1万<sup>m<sup>3</sup></sup>単位でそれぞれ計画堆積量まで積算する。

例：計画堆積量が7万<sup>m<sup>3</sup></sup>のとき2、3、4、5、6、7万<sup>m<sup>3</sup></sup>について積算する。

- (4) 本市から指示があった場合は、その堆積量について積算すること。
- (5) 積算は、市専用雪堆積場、民間開放雪堆積場の区分のほか、日中開設（9時から17時まで）、夜間開設（17時から翌朝8時まで）と24時間開設に区分して行うこととする。
- (6) 積算内訳は、労務費、整理費、仮設費、用地費及び諸経費に区分し、その合計を雪堆積場管理費とする。ただし、消費税相当額は除く。  
※提案受付後、積算内訳の詳細について必要書類の提出を求められることがある。
- (7) 雪処理単価は、1<sup>m<sup>3</sup></sup>当たり単価とし、設計見積書（様式2）に記載された雪堆積場管理費（消費税相当額を除く。）の合計額を堆積量で除した金額とする。（1円未満四捨五入）

記載例

様式 1

令和2年度 民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書

(宛先) 旭川市長

標記の業務について次のとおり、関係図書を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載内容は、事実と相違ないことを誓約し、相違が判明した場合、この申請が無効となることを了承します。

申請月日 令和2年 〇月 〇日

申請者

単体又は特定共同企業体	住所 商号又は名称 代表者氏名	旭川市〇条〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇 建設 代表取締役 〇〇 〇〇 代表者 印	単体又は特定共同企業体代表者
	住所 商号又は名称 代表者氏名		特定共同企業体構成員
	住所 商号又は名称 代表者氏名		特定共同企業体構成員

提案概要

雪堆積場の用地	所在	旭川市〇〇町〇丁目		
	所有者	株式会社 〇〇 建設		
	面積	〇〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	雪堆積場の用に供する面積	
	登記地目	原野	使用する土地全て記入	
計画堆積量	〇 万m <sup>3</sup>	開設形態	<input type="checkbox"/> 市専用雪堆積場 <input type="checkbox"/> 民間開放堆積場 <input type="checkbox"/> 日中開設 <input type="checkbox"/> 夜間開設 <input type="checkbox"/> 24時間開設	
計画説明書	施設計画・安全対策・環境対策他（別紙のとおり）			
添付書類	土地使用同意書又は仮契約書の写し・配置予定者名簿 登記事項要約書・設計見積書・その他（ ）			
添付図面等	位置図・地番図・施設配置図・現況写真			
解体作業の必要性	<input type="checkbox"/> 必要（〇月まで融雪） <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 清掃作業のみ必要			

※開設形態：開設可能な形態について□印にレ点を記入  
※解体作業の必要性：融雪促進の希望について□印にレ点を記入

